

小田原市監査委員公表第 11 号

令和 7 年 11 月 26 日付け小田原市監査委員公表第 6 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 12 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 武 松 忠

番号	指 摘 等 の 内 容	措 置 状 況
1	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナは、「小田原市地域防災計画」において、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）等に指定されるとともに、災害の状況に応じて帰宅困難者の避難場所として開設することとなっている。 基本協定において、災害発生時に避難者、帰宅困難者等の受入要請があった場合は、最大限の協力を行うこととされているが、市は、帰宅困難者の避難場所として開設する場合の具体的な対応について定めていなかった。 災害時に迅速に対応できるよう、市は具体的な対応を定め、指定管理者と共有しておく必要がある。	令和 8 年 3 月 3 日付けで「小田原市と小田原スポーツ・文化運営企業体との災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、各自 1 通保有することとした。

2	小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定により、指定管理者は、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分しなければならない。 指定管理者から提出された帳簿を閲覧したところ、施設の管理運営とは直接関係がないと思われる支出があった。また、決算報告書の損益計算書において、指定施設の管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理との区分に適切でないと思われる処理が見受けられた。 基本協定書第23条第1項の規定に基づき、市は、指定管理者に対して経理の状況に関し報告を求め、調査し、必要な指示をすべきである。	監査終了後、指定管理者から、施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理を区分した収支実績の再提出があった。 その収支実績について、指定管理者から説明を受け、市は帳簿の確認を行った。 その結果、経理の区分がされた後の帳簿において施設の管理運営とは直接関係のない支出はなく、適正であると考えている。また、決算報告書の損益計算書については、企業会計原則に基づくものと認識している。 そして、今後、必要に応じ指定管理者に対して、報告を求め、調査し、適切な指示をしていく。
3	指定管理者は、令和5年度及び令和6年度の事業報告書のうち、管理に係る経費の収支状況に関する書類を提出していなかった。 また、市は、指定管理者の管理運営に関する収支決算書が全て提出されていないことを理由として、指定管理者施設評価シートにより行う評価を令和7年9月30日時点で実施していなかった。 収支決算は、施設の指定管理の在	監査終了後、指定管理者から、未提出であった令和5年度及び6年度の事業報告書のうち、管理に係る経費の収支状況に関する書類の提出があった。 また、指定管理者の管理運営に関する収支決算書が全て提出されたので、指定管理者施設評価シートにより行う評価を実施した。 なお、財務書類については年度協定書において、提出を要する書類を

り方や指定管理料の算出に当たっての基礎となる情報であり、基本協定書に、毎事業年度終了後３０日以内に財務書類を提出しなければならないとされている。年度協定書に、書類の提出期限を延長することができる旨の規定はあるが、市は特段の事情がない限り、期日までに収支決算書の提出を受けるべきである。その上で、施設の管理運営の状況や指定管理者制度の導入による効果を自己点検し、その結果を適切な管理運営や利用者サービスの向上に反映させるため、原則として事業報告書の受領後３０日以内に評価を実施しなければならない。	規定しており、基本協定書第４３条では実績報告書及び財務書類を提出しなければならないと規定しているが、構成員に係る損益計算書や収支計算書など、施設管理に直接関係のない財務書類については、令和８年度の指定候補者選定時に見直すこととする。 これにより、指定管理者の管理運営に関する収支決算書の提出が速やかにできることとなり、指定管理者施設評価シートにより行う評価を実施し、適切な管理運営や利用者サービスの向上に反映させてまいりたい。
--	---